

令和8年度第3回福岡県行政改革審議会議事録

1 日時 令和8年8月25日(火)14時00分から16時40分まで

2 場所 福岡県庁特別西(特1)会議室(県庁行政棟10階)

3 出席委員 13名(委員総数 15 名)

4 会議次第

(1) 開会

(2) 知事挨拶

(3) 諮問

(4) 会長挨拶

(5) 議事

- ・ ワンヘルス施策について
- ・ 「モノ」の柱について
- ・ 現大綱の実施状況報告

5 議事録

事務局(行政マネジメント課)：

定刻となりましたので、令和8年度第3回福岡県行政改革審議会を始めさせていただきます。本日の次第につきましては、資料右下のページ番号、1ページに示しています。全体で2時間30分程度を予定しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。また、本審議会は、原則公開としておりますので申し添えます。なお、本日は勢一委員、南委員からご欠席の連絡をいただいております。

本日は、知事から、本審議会に対しまして、追加の諮問案件がございます。諮問に先立ちまして、知事からご挨拶申し上げます。

服部知事：

福岡県行政改革審議会の委員の皆様におかれましては、大変ご多忙の中、第3回審議会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

本日は、本県が推進してまいりましたワンヘルス施策につきまして、その必要性や妥当性、今後の在り方についてご審議いただきたく、追加の諮問をさせていただきます。

ワンヘルスは人と動物の健康、そして地球環境の健全性、これらを一体的に捉え守っていくという重要な考え方であると思います。私自身、振り返ってみますと、10年前の2016年の11月に北九州市において世界獣医師会のワンヘルスに関する国際会議が開催されまして、その時に初めてワンヘルスという言葉を知りました。その会議の際に、出席しておられた方々

の話の中で、我々が今かかっている感染症の6割は動物由来であるというふうにお聞きしていますが、動物由来の感染症の大規模な流行が近々起こってもおかしくない、そのようなリスクが高まっているという話があったというのを記憶いたしております。それから数年経って、まさに新型コロナウイルス感染症という人獣共通感染症の世界的な流行が発生いたしました。この際も私はコロナの担当副知事をしておりまして、医療あるいは経済対策、また教育問題、様々な対策を取ってまいりました。そういった中で、前小川知事が残念ながら病にお倒れになり、私が知事の職に就くようになったわけです。まだその時もまさに新型コロナの真っ最中でありまして、知事の椅子に座って最初の質問が「今日、コロナの県内の感染者数が150人になります。どうするんですか。」ということを経験されたというのが非常に印象に残っております。それほど、その後5類になったわけですが、当時の新型コロナウイルス感染症が非常に重症化するという特性の強いウイルスでありまして、多くの尊い人命が失われる、そしてまた我々の社会、経済、地域そして学校も、大変な打撃を受けました。また、世の中が止まってしまう、街の中から人が消える、このような状態になったわけでございます。こういうことに対して、経済的な我々の損失もございました一方で、この支援等あるいは医療対策等のために、本県においても多額の財政支出を必要としたということがございました。このような事態であったわけですが、残念ながら我が国においてはワクチンあるいはコロナの治療薬というものも開発することができませんでした。やはりこれは、様々な動物由来のものであるので、人間の健康を守るためには、人間の健康だけを、医療の面だけやっても新薬とかワクチンの開発ができないんだということを、その時も学びました。こういったことを二度と繰り返してはならないというふうに強く思ったところでございます。県民の皆様も私たちも、私たちの子どもたちあるいは孫たち、この尊い命や健康をしっかりと守っていかなければならない、そういう思いを強くしたところでございます。こういう経緯から、そのときに、ワンヘルスについて、理念というものの大切さというものを改めて感じた、考えたところでございます。

後ほどご説明があると思いますが、現在、ワンヘルスは世界で見ますと、WHOあるいはG7においても、その推進が重要であると位置付けをされております。また、国においても、骨太の方針に明記され、これを踏まえ、厚生労働省においてはワンヘルス対策推進室が新たに開設されました。このように、我が国においてもワンヘルスの推進体制は整備されつつあるわけですが、こういうふうな取り組みは、なかなか日本においては一步遅れているなどという状況にあります。本県においても全国に先駆ける形でワンヘルスの推進に取り組んでまいりましたが、やはり、このワンヘルスに関する予算の規模が非常に大きくなっているのではないかとご指摘をいただいております。この背景の一つには、今少し申し上げましたが、日本また我々福岡県においても、このワンヘルスという名前も、あるいはその内容も、非常に認識度・知名度が低かったということがございます。こういったことから、もう一つの理由があったんですけれども、例えば、イノシシやシカから我々は農作物の被害が生じないように守ってまいりました。ずっと以前から防護柵を建てたり、緩衝帯を作ったり、いろいろなことをやってまいりました。柵の設置とかで大体年9億円ほど必要とするわけですが、こうい

った予算。あるいは、今太宰府市にございます保健環境研究所、また、筑後市にございます家畜保健衛生所、いずれも法令によって県に設置義務があるわけでございますが、いずれの施設も築52年以上経ちまして、非常に施設・設備ともに極めて老朽化しています。こうう中で、保健環境研究所はコロナの流行の時も、あそこにはバイオセーフティレベル3の設備がございますが、それを活用しながら、コロナウイルスの検査等に奮闘してくれました。本当に頑張ってもらいました。また、大気汚染の問題等についてもPM2.5とか、日常的に活動してくれております。こういった研究所が2つあるわけですが、これの老朽建て替え、非常に前小川知事も、私も副知事の時、「保環研を何とかせないかん。」、しかし、建て替えるにあたって建て替え先の土地もなく、今の場所が非常に住宅に近接をしているということもありまして、どうしたのかとか頭も悩ませていたということもございました。こういった老朽改築経費が、トータルでワンヘルスセンター200億と言われておりますが、この太宗を占めるものでございます。このような事業を見えますと、主たる目的が別にある事業についても、我々がワンヘルスという冠をつけて、明確な基準なくワンヘルス関連予算として区分し整理してきた結果、予算の規模というものが大きくなって県民の皆様にご疑念、あるいはワンヘルスといえど何でも予算がつくんじやないかといった誤解まで生じさせることになって、このことについては非常に深く反省をいたしております。もっと丁寧に考え、そして県民の皆さんにももっと丁寧にご説明をしていくべきだったというふうに反省をしているところでございます。

先ほども申しましたように、ワンヘルスという理念そのものは大変重要なものであると考えます。今後も人々の命を守っていくという面からも大切にしていかなければならないものであると考えております。しかし、その理念を掲げて施策を進める以上、一つ一つの施策あるいは事業につきまして、その必要性や経費の妥当性といったものを県民の皆様方にご理解いただくということ、これは不可欠でございます。県民の皆様の理解と信頼なくして施策を進めることはできません。

ワンヘルスの施策に対する様々な疑念やご指摘に対しまして、県民の皆様にご理解をいただき、信頼を取り戻していくためには、スピードは大切でございますが、それ以上に、公平な視点と透明性を確保し、県民の皆様にご納得いただけるプロセスの上に立って、これを進めていくことが重要であると考えました。このためには、第三者の視点から客観的かつ専門的な検証・評価を行っていただき、その過程や結果を県民の皆様にご明らかにしていく、このことが必要でございます。こうした思いから行政運営について専門的な知見を有していらっしゃる行政改革審議会の皆様においてご審議いただくことが必要だと判断し、本日の諮問に至ったものでございます。

委員の皆様方にはこれまで実施してまいりましたワンヘルス施策の必要性及び妥当性の検証・評価、ワンヘルス施策の体系化及び整備、今後のワンヘルス施策の在り方についてご提言を賜りたいと考えております。委員の皆様には、結論や期限ありきではなく、県民に開かれた透明性の高い審議を十分に尽くしていただきますようお願いを申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員(永原委員):

知事、一つ。今、知事から発言を受けまして、今から行政改革審議会に追加諮問されると思います。その前に、これから追加諮問されますワンヘルス施策について、我々行革審の中でしっかり審議してもらいますかということは十分理解できます。その中で現在、マスコミ等によって色んな報道がされております。県民の方々に十分認知されていないのではないか、多額の予算を投下して非常に批判されている、というのは重要だと。こういうことを我々審議会に諮問するというのであれば、この諮問が知事以下執行部はまた白紙の状態です。今までの施策について検証してもらいたいというのが本音だと思います。それで、我々としてもしっかりそこは県民の色んな疑問とかそういうことを払拭するための審議をなくてはならないという立場であろうと思います。

そういう中で、何かこう、知事あるいは執行部で本当に覚悟があるのか。なんかガス抜きのためにこういう審議会をやっているんじゃないかといういろんな意見があります。ま、知事はそうじゃないと思います。ただ、その中で一点気になるのは、知事も副知事も今見ますと、ここ(上着)にワンヘルスのバッジが付いています。これは今の施策を検証してほしいということであれば、せめて答申が出るまではこのバッジを外してもらいたい。これは県民の方々みんな思っているんじゃないかと。バッジを片一方ではしながら片一方では検証しておく、片一方では推進、左手では推進、右手では検証しておく、これはちょっと矛盾があるんじゃないか。そうすると県民に抱かれている疑念が離れないんじゃないかと。そこはしっかり県と県知事の覚悟を我々に見せていただいて、そういう形をぜひとってください。そうするとマスコミの皆さんが発表すると、知事はしっかりこれは今後考えていくんだなという心が分かると思います。

それとですね、これ、ワンヘルスボンドといいますかね、県債、今年100億ですよ。これはまさに一般財源の借金ですね。これは県民の方々が今から何年かかるか分かりませんが払っていく借金だからですね。これを、県議会において、なぜ審議が全然表に出ないでどんどん進んでいくのかという、我々も行政マンとしてそこまで詳しく知らない、こういうことは認知が全然できていないということもあります。

そういうことも今回の審議会によって明らかにしながら、今までの施策の進め方、いろんなことが妥当であったか、今後はじゃあ済んだものの検証をどうするのか、現在継続中の事業については今後どうするのか。例えば新規事業については、知事が一応凍結と、答申を受けるまでは凍結ということをしてはいますけれども、そういう諸々について、やっぱり県民の方々が固唾を飲んでこの結果を待っているんじゃないかなと思います。これ県が第三者委員会に、今海外問題でいろいろしていますけど、この問題は第三者委員会がしていないですよ。それがこの行革審の中でちゃんと検証してもらいたいという方針の中で、今日ここで集められたと思うんですけども。

委員(大野委員):

すみません、会長挨拶があつてから話された方が良く思うんですけど、もう進んである

んですかね。どうなんですかね、我々は。会長がきちっと話されてから……。

津田会長：

ご意見いただいたのはいいんですけども、皆さん審議会委員の方がおられるので、それぞれのご意見をいただきながら進め方を決めていきたいと思っております。

その意味では会議に入ってから、今のご意見を述べていただければ。

服部知事：

今2点いただいたところで言うと、実は私も今朝、永原委員がおっしゃったように、ワンヘルスに対する県民の皆様の認知というものが広がっていくということで、こういうロゴマークの入ったバッジをつけておりますが、こうやって皆様方にご審議をいただく上においては、やはりご答申をいただくまではこのバッジについて、私としては県の職員の皆さんとも相談をしたいと思っております。それから、ワンヘルスボンドはですね、いわゆる県債なんです。結局、(永原)委員も町長を長く務めておられますが、いろんな施設を作るときに財源に地方債を当てるじゃないですか。町債あるいは県債ですね。だから、これの主なものはそういうふうな学校とか、あるいは先ほど申し上げたような保健環境研究所とかの施設整備債・建設事業債です。これをですね、いわゆる世の中でいうグリーンボンド(ESG債券)という中にこのワンヘルスボンドというのが入るわけですが、このグリーンボンドの中の我々ワンヘルス施策を進めているので、ワンヘルスボンドという名前をつけるということです。これによって非常に社会的な評価も高くいただいて、金利も通常の起債よりも低く投資家の皆さんに引き受けていただいて。大体、償還までで1,000万円くらい金利を節約できる。もし、これを通常の一般単独事業債でやりますと、普通の金利になってしまって。いずれにしても建設事業は、我々は起債を充当しますので、少しでも県の財政負担、軽いように、そして投資家の皆様からも社会的な価値のあるものについてご理解をいただいて引き受けていたということでした。そこはご理解をいただきたい。

津田会長：

今の永原委員からの知事へのご発言は、審議会としての議論集約の前であり、個人的な意見として取り扱いさせていただきます。

知事としてはワンヘルスの理念は正しいとお考えである中、行革審としてはその施策の評価を冷静に評価するのが役割と考えます。

審議会では皆様の意見を集約してゆきたいと考えます。

事務局(行政マネジメント課)：

それでは諮問に移ります。行政改革審議会に対する諮問書を、服部知事から津田会長に渡していただきます。

服部知事：

よろしくお願い申し上げます。
(諮問書手交)

事務局(行政マネジメント課)：

続きまして、委員を代表して津田会長からご挨拶いただきます。

津田会長：

はい。只今、知事から諮問をいただきました。ワンヘルス施策に対する諮問ということでございます。大変な重責でございます。皆さんと一緒に今から検討を進めますけれども、このワンヘルス施策ということに関しましては、先ほども議論が出ていますようにメディアでも関心の高いことになっておりますし、県民にとっては少しウェーブな中にあるワンヘルス施策という形になっております。そういう中で、これの内容を明らかにしながら、税金をしっかりと議論していきたいと思います。

当行政改革審議会に求められております役割というのは、これまで進められてきましたワンヘルス施策が効率的あるいは効果的であるのか、また、事業の必要性や予算のあり方が妥当であるのかという点について、客観的な視点から冷静に検証・評価を行うことであります。対象となる範囲は非常に広範囲です。時間もかかると思いますが、事務局ともしっかり連携し、論点をしっかり整理した上で、審議を進めたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、それぞれの高い専門知見と公平無私なお立場から、本県のより良い行政運営に向けて、活発かつ忌憚のないご意見を賜りますようお願いいたします。

私の挨拶は以上でございます。

事務局(行政マネジメント課)：

それでは早速審議に入ります。この後の進行につきましては、津田会長、よろしくお願いいたします。

津田会長：

はい。それでは審議に入らせていただきます。まず、ワンヘルス施策に関する状況について、事務局からの説明をお願いします。

事務局(ワンヘルス総合推進課)：

ワンヘルス総合推進課長を務めております宮嵯と申します。ワンヘルス施策に関する状況につきまして、ご説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

スライド6ページが表紙になります。本日は次の5つの項目についてご説明いたします。1つ目は、本県のワンヘルス推進の背景となった歴史的経緯。2つ目は、本県のワンヘルス関

連条例と行動計画の概要。3つ目といたしまして、ワンヘルスを取り巻く世界や国の動向、他県や知事会の状況。また、4つ目は本県のワンヘルス施策の全体像。最後に直近のワンヘルス施策を巡る報道について説明いたします。これらについて順を追って説明いたします。

それではスライド7ページをお願いいたします。まず本県におけるワンヘルス推進の背景について、でございます。スライドの表の1行目にお示しておりますが、ワンヘルスの概念の起源は、19世紀のルドルフ・ウィルヒョウ博士が人種共通感染症対策の必要性を問われたことがこの始まりというふうに言われております。その後、2004年のマンハッタン原則による感染症リスクの抑制を図る戦略的枠組みが提示。2010年の国連食糧農業機関(FAO)、国際獣疫事務局(OIE)、世界保健機関(WHO)による連携を受けまして、世界的な潮流は形成されました。本県におきましては、2016年に北九州で開催されました第2回世界獣医師会・世界医師会の国際会議におきまして「福岡宣言」が採択されまして、その後、先ほど知事の方も申されましたが、2020年の新型コロナウイルスの感染者の発生を経て、同年12月、議員提案によりまして、全国で初めて「福岡県ワンヘルス推進基本条例」が制定されたところでございます。さらに、2022年には、国連環境計画(UNEP)を先ほどの3つの国際機関に加えました4つの国際機関による共同行動計画の策定と並行しまして、本県におきましては「福岡県ワンヘルス推進行動計画」を策定するとともに、議員提案によりまして「ワンヘルス実践促進に関する条例」が制定されております。本県のワンヘルスの推進は、こうした国内外の動きと連動しながら、先駆的に取り組んできたものでございます。

次にスライドの8ページをお願いいたします。本県のワンヘルス関連条例と行動計画についてご説明をいたします。

1つ目は「福岡県ワンヘルス推進基本条例」です。2020年12月に制定された議員提案による条例でございまして、ワンヘルスの理念に基づく基本理念、基本方針、そして中核拠点の形成など、実践の基盤となる措置を定めております。

2つ目は「福岡県ワンヘルス推進行動計画」でございます。先ほどの基本条例の第11条に基づきまして、人種共通感染症対策、薬剤耐性菌対策、農林水産業の振興など、具体的な取組を体制的に整理しまして、2022年3月に策定いたしました。次のスライドで説明をいたしますが、条例の6つの基本方針にワンヘルスの理念の普及や中核拠点の整備など、実践の基盤整備を加えた7つの柱で計画を構成しております。

3つ目は「ワンヘルスの実践促進に関する条例」でございます。2022年10月に、同じく議員提案によりまして制定されました。こちらは環境、人、動物のより良い関係づくりを促進し、実践的な取組を規定したものです。

9ページをお願いいたします。基本条例に定める6つの基本方針についてご説明いたします。

第一に「人獣共通感染症対策」です。医療、獣医療等の各分野と連携し、感染症の発生予防とまん延防止を図ります。

第二に「薬剤耐性菌対策」です。抗菌薬の適正使用を推進し、薬剤耐性菌を増やさない取組を行います。

第三に「環境保護」です。自然環境の保全を図ります。

第四に「人と動物の共生社会づくり」です。動物愛護の推進と、野生動物の理解・共存を目指します。

第五に「健康づくり」です。豊かな自然や動物との触れ合いを通じて健康増進を図ります。

第六に「環境と人と動物のより良い関係づくり」です。安全な農林水産物の生産・消費、食育を推進いたします。

これら6つの柱を相互に連携させ、ワンヘルスを実践してきたところです。

スライド10ページをお願いいたします。次に、実践条例の具体的な内容についてです。

本条例の第3条では、県及び市町村の責務を定めておりまして、連携して目的達成に努めることとしております。こちらの条例で定めております主な取組としては、こちらの方でございます。

1点目は、ワンヘルス認証や食育・地産地消の推進。

2点目は、動物の継続的調査・監視。

3点目は、野生鳥獣の適正管理と安全なジビエの振興。

4点目は、森林整備や森林浴の場としての森林の活用。

5点目は、水環境等の保全。

6点目は、プラスチックごみ対策の促進。

7点目は、ワンヘルスに関する試験研究の充実です。

これらの多岐にわたる施策を通じ、ワンヘルスの実践を進めることとしております。

11ページをお願いいたします。次に、世界や国におけるワンヘルス推進の動きについてご説明をいたします。

世界的には、2004年のマンハッタン原則から始まり、2010年の国連食糧農業機関(FAO)、国際獣疫事務局(OIE)、世界保健機関(WHO)の3機関の連携、その後、国連環境計画(UNEP)を加えました4機関によります協力の覚書を締結しまして、共同行動計画を策定しております。現在、ワンヘルスは環境までを含めた包括的な枠組みとして取組が世界的に進んでおります。

国におきましては2023年に経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる「骨太の方針」にワンヘルスアプローチの推進が明記されました。今年2月には高市総理大臣の施政方針演説にワンヘルスの推進が盛り込まれましたほか、4月には厚生労働省に「ワンヘルス対策推進室」が設置されるなど、国の施策としても体制整備が進められております。

スライドの12ページをお願いいたします。次に他県や知事会、市長会、県内市町村の動きについてご説明いたします。

他県では、2023年に徳島県がワンヘルス推進条例を制定しまして、今年4月には東京都の方がポータルサイトを開設するなど、他県にも動きが広がっております。全国知事会や全国都道府県議長会、地方6団体からも、感染症対策やワンヘルスの推進について要望がされているところでございます。

特に九州地方知事会におきましては、九州がSARS等の新興感染症の発生地域であるア

ジアの玄関口に位置しておりまして、感染症の流入リスクが高いことから、防疫対策推進体制を早期に構築するよう2020年度以降、毎年度、国に要望されているところでございます。県内市町村におきましては、2021年のみやま市の宣言を皮切りに、2025年10月には、県内60市町村におきまして、ワンヘルスの推進について宣言いただいたところです。市町村におきましては、ワンヘルス関連イベントの開催や、住民向けの講座の開催、各種イベントの際におけるワンヘルスの紹介パネルの展示などが実施されております。

スライドの13ページをお願いいたします。続きまして、本県のワンヘルス施策についてです。

本日、参考資料として、行動計画の冊子と、令和7年度の実施状況をお配りしております。

行動計画では、農林水産業の振興や環境の維持・保全など、本来それぞれの目的を有するものを含めまして、ワンヘルスに寄与する取組を幅広く対象としております。

この行動計画に基づく取組としまして、令和7年度実績では、277の取組を実施いたしました。

一方、県では令和4年度以降、当初予算の編成概要におきまして、ワンヘルスの推進に係る予算をワンヘルス関連予算として公表してまいりました。令和6年度までは明確な基準なく本来それぞれの目的に応じた予算として計上していく事業を幅広く含めていたことから、過大ではないかとのご批判をいただいたところでございます

資料の中段にあります、表の通り、令和4年度から令和6年度までは明確な基準がなかったため、増加傾向であります。令和7年度に、ワンヘルスが最終的に目指している「人の命と健康を守る」に直接関係する事業をワンヘルス関連予算として整理をいたしまして、これで令和7年度予算額が減少しているところでございます。

行動計画に基づく取組を「ワンヘルスが最終的に目指している『人の命と健康を守る』に直接関係する取組」と「ワンヘルスに寄与しますが本来の目的を別に有する取組」に分類しますと、277の取組のうち前者が取組として40、割合は全体の約14%で、後者が取組数237、割合は全体の約86%となります。

なお、「人の命と健康を守る」に直接関係する取組としましては、人獣共通感染症の発生状況の調査分析、保健環境研究所の専門人材の育成、子どもたちへのワンヘルス教育などがあります。

本日、資料として皆様に行動計画の令和7年度の実施状況報告をお配りしておりますが、この「人の命と健康を守るに直接関係する取組」40件につきましては、黄色で網掛けをしております。後でご覧いただければと思います。また、行動計画には7つの柱を体系図として立てておりますが、この40の取組を柱ごとに分類しますと、人種共通感染症対策が7件、薬剤体制菌対策が2件、ワンヘルス実践の基盤整備が31件となりまして、7つ柱のうち3つの柱に該当しております。

次に、もう1つの分野でございまして、「ワンヘルスに寄与するが、本来はそれぞれの目的を有する取組」としましては、有害鳥獣侵入防止策の整備、ワンヘルス県産農林水産物認証制

度、保健環境研修所や家畜保健衛生所の移転・建替えなどがございます。

今回、行政改革審議会の委員の皆様にご審議をいただきたいと考えている対象は、こうした行動計画に基づく約280の取組に加えまして、令和7年度以前に終了した取組、令和8年度に予定している新たな取組、さらに行動計画に基づくものではありませんが報道されている取組について報告をいたしまして、ご審議いただきたいというふうに考えております。

次に14ページをお願いいたします。最後にワンヘルス施策をめぐる報道についてご説明をいたします。冒頭、知事の方もお話しされておりましたが、一部の事業につきまして、様々な報道またご意見をいただいております。主なものについて表にまとめましたので、事業概要と報道の内容についてご説明をいたします。

まず「カーボンゲートの設置」についてです。筑後広域公園では、公園を象徴する顔としまして、新たなシンボルとなるモニュメント等を設置するため、令和2年10月に基本提案書の作成に着手をいたしました。その後、モニュメント計画策定検討会議を経まして、公園に炭素繊維のチューブを編み込んで二重螺旋にしたモニュメントの設置をいたしました。ネーミングの段階で、デザインコンセプトや公園の役割がワンヘルスの理念に合致することから、名称に「ワンヘルス」を取り入れて「ワンヘルスカーボンゲート」と命名したものでございます。このモニュメントの設置費用が2.8億円にも上ることが報道されているところでございます。

次に、「ワンヘルスセンター」の整備についてです。ワンヘルスセンターは地域保健法により体制整備を講ずることとされております保健環境研究所と、家畜保健衛生所法により設置が義務付けられている家畜保健衛生所で構成されておまして、いずれも50年以上が経過し、老朽化が著しく、早急な移転・建替えが必要としまして、令和2年10月の決算特別委員会において、小川前知事が建替えについて調査・検討を表明され、これまで整備を進めてきたものでございます。これに要する経費としまして、保健環境研究所に約163億円、動物保健衛生所に約41億円を見込んでおまして、その総事業費は200億円以上に上ることが報道されております。

次に、「ワンヘルスパークの実証」についてです。ワンヘルスパークにつきましては、人口が密集する都市部にある緑豊かな公園で動物と触れ合う場を設けること、周辺住民の意向とか、また、利用見込み、セラピー効果などを検証する実証事業としまして、1年限りの仮設で実証事業を実施いたしました。ワンヘルスパークでは、動物とのふれあい、馬術体験、ドッグランなど様々な取り組みを実施いたしました。都市公園におけるドッグランのニーズ把握等によりまして、その後の西公園、春日公園のドッグラン設置につながりましたが、馬術体験などにつきましては、梅雨の影響や、猛暑時には馬の健康管理のための短時間営業としたことなどによりまして、利用者数は限られました。こうしたことから、報道におきまして、馬術体験で利用者が1日平均1人しかおらず、赤字のまま閉園したということも報道されております。

次にスライドの15ページをお願いいたします。「アジア獣医師会連合ワンヘルス福岡オフィス(FOF)の支援」についてです。そちらFOFの設立に当たりましては、国連ハビタット福岡の取組を参考としまして、令和4年に県医師会、県獣医師会、福岡市、九州経済連合会、福岡商工会所とともに、アジア獣医師会連合(FAVA)に対して誘致活動を行いました。その後、

国連ハビタット福岡と同等の運営支援としまして、県とFAVAの間で締結した覚書に基づきまして、FOFに対しまして、事務所の賃借料や電気使用料、清掃費を現物提供しております。こうしたFOFの事務所に係る費用を県が負担していることが、ネット上とかを含めて取りざたされているところでございます。

次に、「ワンヘルス事業に係る講師謝金」についてです。令和5年度から令和7年度のワンヘルスマスター育成のための研修や、令和6年度に開催いたしましたワンヘルスの森四王寺フェスタ、県民講演会における講師借金につきまして、その方の社会的地位や経験、実績などを総合的に勘案し、その金額を講師ご本人や関係者に提示をしまして、承諾を得て金額を決定しておりました。しかしながら、支出事務におきまして、事前打ち合わせや資料作成など、実際に要した時間を確認していなかったにもかかわらず、提示した金額に合わせるために、時間数を調整の上、予算積算時に使用する単価をかけて支出書類を作成していたものです。こうした事務処理が不適切であること、また、令和6年度のワンヘルスの森四王寺フェスタ県民講演会におきまして、当時、世界獣医師会次期会長であった藏内会長に講師謝金として10万円を支払ったことが報道されているところでございます。

「四王寺県民の森 森林浴モニターツアー」についてです。このモニターツアーは、四王寺県民の森で森林浴を行った際の、ストレス軽減や血圧の低下といった健康増進効果について科学的に実証するという事業でございます。今回のツアー参加者は、森林と都市それぞれの散策や血液検査、心理検査を受けるのみならず、参加者全員の食事内容や就寝時間を統一する必要があるため、終日拘束することを想定しております。この実証内容や金額につきましては、日本医科大学中央倫理委員会にお諮りし、適正とのご意見をいただいておりますが、こちらのモニターツアーの参加者への謝金3万3千円の支払いにつきまして、適正かというようなご報道がされているところでございます。

以上がワンヘルス施策をめぐる報道でございます。こちらで「ワンヘルス施策に関する状況」について説明を終わります。

津田会長：

これから、審議の進め方を、最終的には審議していただいて、それで次に向かっていって進むというステップを取りたいと思っておりますが、ここまでご報告いただいた内容について、皆様の方から「どういう視点から審議を進めたい」というような観点を含めて、ご意見があればお願いいたします。

委員(大野委員)：

はい、いいですか。大野です。

今回は、これだけ報道して県民がかなり怒っています。この状況を少し理解していただくことを、最初に私は進めた方がいいかなと思っております。例えば、ワンヘルスというのは何なのって、今私たち文章読んで、昨日からも勉強したんですけども、それでやっと何となくわかりましたが、県民の皆さんには全くワンヘルスって何かというのがもう見えてないと

いう。そして何の施策なのかも見えてないし、何のためにいくらの費用かって、成果はどうなっているか、というのは全く見えてない状況の中ですね、一番最後にあったワンヘルスセンターだとか報道されていることで煽られてしまって、やっぱり皆さんかなり怒りを持っているような気がします。ですからまずは、やっぱり県民に対してワンヘルスって何なのかということをきちっと理解していただくようなことを最初になさっていくのかなと思うんですね。それで一つは実施状況報告書というのをもらっているんです。一番最後の47ページにありますけど、ここにワンヘルスの認知率というのが書いてあります。目標指標の進捗ですけども、ワンヘルスの認知率を令和7年で78%、目標値令和8年で70%と書いてありますけども、こんなにみんな知らないと思うんです。でも、どうしてこんな数字が出ているんだろかなっていう一つ疑問があります。この中は、聞いたことはあるけど内容は知らないという人が半分はいらっしゃると思うんですね。だから、ワンヘルスって何なのかをきちっと理解していただくということを、最初に皆さんがどこから認知していただくかというのを、広めて。これだけ騒いで、もういろいろな文章も私の会社にもきますから、県民がどれだけ怒っているかという。どういうものなのか。ワンヘルスは私大事だと、読んで思いました。だけど、それが何なのかみんな分からないですよ。ここを少しきちっと理解していただくようなことをまずは県民に伝えて、それからその中身の政策をきちっと整理していくということが必要なんじゃないかなというふうに私は思いました。

津田会長：

はい、ありがとうございます。今、報道によって、ある意味県民の意識が喚起されて、自分がわからないことを初めてわかったとか、(県の)やっている施策が初めて見えてきたとか、というところがあるんじゃないかというご意見で、これを明確にするところから始めるというのが一つのご意見でございました。ちょっと私の意見、これは会長としての意見じゃなくて個人の意見ですけども、周知をさせるという役目は執行部の方に是非やっていただいて、我々それと並行して施策の正しさ等の検証を進めるということで、並行で進めればというふうに思います。これは一委員としての意見でございます。他に皆様からありましたら。佐々木委員どうぞ。

ちょっと声が今聞こえてないんで聞こえるようにちょっとこちらの音声を調整します はい、お願いします。

委員(佐々木委員)：

佐々木です。頂いている資料だと、ご説明の後、今後の審議の進め方についてというところに入るということですけども、ワンヘルスに関する内容についての審議の進め方の前のお話っていうのはここで終わる形ですか。この後また、進め方の後に、またお話があるという感じになっているのでしょうか。

津田会長：

そうですね、私自身の考え方から言いますと、今日ご説明いただいた内容では、我々の理解はちょっと深まらないなど。もう少し内容が深まるような方向性のステップを皆さんと議論した後で、どういう議論を進めていくかというふうに考えています。

今この場で個別の議論に入ってしまうと、発散してしまうなという危惧を持っております。

委員(佐々木委員)：

そうですね、はい。なので、もう少し検証すべき内容についての個別のご説明ですとか、そういったものってというのは、これまでの行政改革審議会で行われたような、事業に関する、内容に関する事と、KPI に関することや、指標に対してどのようにやってきたかというのを同じように審議していくのかなと思っていたんですけども、昨日の時点では、どのようなゴールになるのかなというのも見えなくて。なので、何をここで今日出したらいいのかなと。

津田会長：

はい。会長としましては、今、ご説明いただいた内容を聞いてみた結果として、今後どういうふうなステップで審議を進めていくべきか、それに対して、どんな資料が必要かというところの議論をまずここでやりたいというふうに思います。

委員(佐々木委員)：

わかりました。ではですね、冒頭になりますけれども、頂いた資料、さっき頂いたもので、ざっとしか見れていないんですけども、3点お話をさせて頂ければと思いますが、よろしいですか。

津田会長：

はい。

委員(佐々木委員)：

頂いた資料ですね、昨日資料が間に合いませんというご連絡から、今日の朝頂いたんですけど、関係者の方々には膨大な資料の中からこれだけまとめて頂きまして、本当にお疲れ様でした。ありがとうございます。

今回ですね、今までも、行政改革審議会の中で何度も述べてきたものと変わらないんですけども、問うべき内容が「やった量」になりがちになっていて、効果というものが測定出来ないものが KPI の指標として設定されていたので、もっと、その内容、何をやったかということが、もう少し県民の方に分かるように、何に効いたのかということをきちんと伝えて頂きたい、指標を作って頂きたい、といったことを申し上げてきたんですけども、今回ですね、そのことから私はあまり変わってなくて、進め方についてですね、3点お願いしたいなと思います。

まずですね、1つ目が、検証となる土台の予算ですけども、同じ基準で全年度・全事業揃え直して頂きたいなと思っています。

今回もワンヘルスの中で明らかになったことが、令和4年から6年度までは明確な基準が

ないまま整理されたと記載されておりますけれども、結局は、きちんと同じ土台の上で検証しないと、効果測定出来ない、検証しづらいんじゃないかなと思ってまして、検証の結論を出すまでに、同じ基準で揃え直した集計を示して頂きたいなと思います。

2つ目ですけれども、次に、今後設置される小委員会についてですが、資料に記載がありましたので、何を公開してですね、どの頻度で我々に報告して、結局何を審議するのかっていうのがきちんと分かるといいなと思っています。というのが、運営上の規則の中でご確認させて頂きますと、進め方、つまり誰がどう関わり、何を目的に、私たち本体の審議に上がってくるのかといった小委員会でのルールについても明確にして頂いて、それによって我々が審議出来たということが判断できる内容になるといいなと思っています。

3点目ですけれども、答申についてですけれども、何が確認出来たら凍結を解除すべきなのかということ、この条件を答申に含めて頂きたいなと思います。

何をもって凍結したものが解除されるのかを県民の皆さんにまず分かりやすくして頂くことがいいのかなと思っておりまして、行動計画など、本年度が最終年度になっているものがありますので、次期の計画と合わせて、時間の関係も整理が必要なのかなと思っています。

ということで、私の方からは以上になります。

津田会長：

はい、ありがとうございました。今後の進め方について、非常に参考になります。進め方について、皆さん何かご意見がございましたらお願いします。

はい、では安河内委員。

委員(安河内委員)：

まず、資料を良くまとめていただいて、ありがとうございます。

私も、ワンヘルスって実はよくわかったものではなかったんですが、今日の知事のお話とかこの資料とかで、かなり理解が深まったかなと思うんですが、なかなか一言ではちょっと分かりづらいというのが、これの問題点かなというふうに思います。

やっぱりワンヘルスは知事が最初におっしゃったように、コロナであるとか人獣共通感染症とか、そこから始まっているんだろうと思うので、やはり防疫とかっていうそこが中核にあるんだろうと思うんですけども、ところがそこに環境とかいろいろなことが出てきて、それでいろんなものが入ってしまって、多分その基準が分からなくなっている状態のところ、ワンヘルスという名前をつけてどんどん事業を拡大していったという、そういう経緯があるんじゃないかなと思います。ですから、施策としてやらなくちゃいけないのは何なのか。環境っていうのにも、例えばこのワンヘルスパークとかですよ、私この辺りよく通るんですけども、1日1人とかって書いてあるけど、乗馬しているのを見たことがなかったです。本当に。多分1人もいない。0.何人とか、申し訳ないんだけど。夏場は本当に馬がかわいそうな感じ、暑いから。で、そういう馬術体験とかが必要なのかっていうことなんですよ。あるいは、ドッグランなんかもそうですけど、そんなものは民間に任せていてもいいんじゃないかと。

津田会長：

あの、個別のやつなんですけど、もう少し進め方の方で。

委 員(安河内委員)：

あ、すみません。わかりました。

だから、つまり、中身を少し、分類分けをして、防疫、これは必ずやらないといけないと。あるいはその他のもの、そのうち一番外側にあるのは、環境で、これに関連しているのが森林とか動物との触れ合いとかっていうことだと思うんですけど、その辺は県の施策としてはやらなくていいのではないかとか、そういうような境界線をきっちりまず分類分けして、施策としてやらなくちゃいけないことの境界線を決めるっていう、そこが必要なんじゃないかなと。すみません、個別の話をしてしまって。

津田会長：

他に皆様から進め方について。

委 員(工藤委員)：

安河内委員ともちょっと被るんですけども、私もそのまあ各施策の優先度、それは知事はじめとする執行部としての優先度がどうなのかというところ、優先度、重要度、緊急度とかいったところですね、そういったところで何が優先されるのかといったところを知りたい。それから、我々がそこをまたどう判断するのか、優先度、重要度、緊急度といったものを我々としても考える必要があるのかなと。最終的に我々が決めたことをそのままやるというわけではなくて、あくまで諮問を受けて我々が出した答えをもとに、また執行部の方で判断をいただくという形になるんだと思うんですよね。なので、今言った優先度、重要度とかといったものを我々としても考えていくということ、それと同時に予算規模といったものを考えていかなければいけないと思います。我々基礎自治体と比較して県の事業というのは非常に規模が大きいので、その予算規模を考えていく上では、それこそ、ここにいらっしゃる皆さんの知見プラスより専門的な知見というのも場合によっては必要になってくるのかなと。その予算規模に関しましては、場合によってはやっぱり参考意見を聞いたりだとか、そういったことも必要になってくるかな。あとは、最初に会長の話でもございましたけれども、あえてリミットを設けない、そこにこだわることなく、といったようなお話があったのかなと思うんですけども、一方で重要度とか緊急度が高いような事業があるとするならば、ダラダラとやるというわけにもいけないと思うんですよね。ですから、おおむね我々はいつまでに一つの結論というか区切れを出すべきか、といったところは、我々は我々で考えなければいけないのかなと思います。以上です。

委 員(松本委員)：

こういう問題は個別(の話)にいくと、錯綜したというか。僕は、ワンヘルスの検証ということで、検証についての視点、どういう視点で検証したらいいか、それを整理していけば、すっきりするかなと思います。これはいい、あれはいい、良さがある、と言うと分かんなくなっちゃうんで、そういうふうに検討していくというふうなやり方だと整理できて良いかなと個人的には思います。また、あとでその視点は。私が考えてきていますので。

津田会長：

視点まで言ってもらっていいですよ。

委員(松本委員)：

3分ぐらい。いいですか。

私は、ワンヘルスの検証について提言という形で5つ考えてきました。事業目的の明示と受益の特定っていうところで、ワンヘルス事業については県民に何を与えたいのかの社会問題を解決するかの一文で明示させていくと目的が説明できない事業はそれだけで見ましたとか。2番目がワンヘルスの名前を外してもいいかどうかという検証です。先ほど知事もおっしゃっておられましたけれども、反省の中で環境に関するからとか健康に関するからとかという理由だけで対象が拡大した懸念もあります。それで、名称を外しても、県税を投じても行うべき事業かを個別に取り直すということがあります。併せて、今回の問題が単なる目的不明確だけではなく特定の有力者の主導についてはありましたのでそれへのガバナンスの欠如だった可能性。審議会でこれを論議するかは置いておいてですね。3点目、成果を数字で評価する。我々は経営者は必ず、目標があって、KGI・KPIがどうかって検証します。この前の開催回数とか参加人数とか活動実績はあくまで活動実績ですけども、それを実際に健康、感染症対策、環境等の自主的な改善という成果を区別してKPI・KGIで評価するということが必要だと思います。ただし、感染症予防は起きなかったことが成果なので、それについてはちょっと指標がまた違うと思います。4点目が、県が担うべき事業かの検証および科学的に応じた対応の部分ということで。これは国なのか、市町村なのか、大学研究所なのか、民間が行うべきかという領域と、県が直接担う必然性がある領域を区切りをつけるということが必要です。加えて、既に着工済みの大型施設について、象徴的、停止可能な部分では、価格性が異なるために、前者は転用開始によって価値最大化、後者は継続の要否をその後の判断という感じになっています。5番目が一番大事なことで、福岡県の行政全体の改革の契機となるのではないかと思います。私はワンヘルスは絶対必要だと思います。理念について論議するのは論外で、これは誰が聞いてもワンヘルスを知れば必要なことだと思うんですけども、ワンヘルス・県行政全体を「予算を使う行政」から「成果を生む行政」で展開する契機となります。我々会社ではですね、課題があって、目的があって、KGI・KPI、そして施策、予算、効果検証という順番を県の標準プロセスとして定着させて、効果の低い事業を終了し、その財源、人材をより大きな価値を生む政策へ再分配する仕組みを今回の検証結果と合わせて

提言すればいいかなと思っております。以上です。

津田会長：

ありがとうございます。なかなかいい提言をいただきました。他に進め方で提言がありますか。

委員(永原委員)：

今県から、既に終わった事業、だから、継続事業、新規事業というのがあると思うんですね。まず検証するには第一段階として、今までやったことの検証するわけだ。例えば、令和4年度にこういう事業をやりましたよということの中で、一義的な資料を県の方から案件について出していただいて、これは妥当じゃなかったかとか、そういう視点である程度見て、ただ予算の額が膨らんでいったという中で、議会で推進条例ができて、その予算を県の方が受けて、当初予算をつけていくわけですね。その当初予算の段階で、あくまでも予算の配分は一時になるんですね、裁量権の中で。じゃあこの事業については優先順位を考えて、じゃあこの事業は第1番なのか10番目なのかというのは分かります。それぞれ県の内部で、財政・予算を組むときに。その中で、果たしてこれは何番ぐらいの位置ですなというプロセスがあるはずなんですよね、県の中には。だからそのプロセスをある程度出していただいて、これは妥当ではなかったか、これはもう少し検討すべきではなかったかというのが初めて出て、じゃあ今後どうするのかという話に行くと思うんですよ。それが出ないで、ただ上っ面だけ話をしてもわからないと思うし、やっぱり私も子どもにもそうやけど、行政庁として予算規模が違いますけども、予算の中から優先順位をつけて、じゃあ教育にどのくらい回そう、他の例えば子育て支援にいくら回すとか、いろんな案件の中で予算を組んだんですね当初予算を。その時に、じゃあ果たしてこのワンヘルスをした事業がどこに優先順位があってどのくらいの規模をつけたらいいかというのは、ただ議会からこうせいって言われたんじゃないで、県庁の内部でいろいろ検討していると思います。予算を配分する中で。だから、どういうプロセスでそれが出たのかというのを、根本抑えないと、ただ上っ面だけ言って、ワンヘルスでいいじゃないですかと。そのワンヘルスの理念があるのはいいと思うんですよ。ただ、今知事からも話がありましたけど、イノシシが出たりとか、シカが出て防護柵もこれは何十年も前からやっていますよね。ただそれに冠をつけて、これはワンヘルス事業ですよ。そしたらワンヘルス事業で良いことしているのか、そういう錯覚もあるけども、それは別の事業で今までやってきたから、この中で取り組む必要もない。ただそれを冠として置くだけであって、だからその精査をしっかりとしないと、基本のものをしないとダメだと思うんですね。だからそのところも、会議の進め方の中で、まあ時間がかからないように県の方には頑張ってください、一時的なそういう、この案件についてはどこの部署で話し合いをして、どういう経緯で決定したりどうやってこれをしたんだよ、と。これをまず出してもらって、それをしないと、結論は出ようがないと思うんですよ。これが提言です。

津田会長：

ちょっと知事が15時で退席しないと言けないと言われたので、ちょっと申し訳ないです。

辻副会長：

皆さんのご指摘の通りで、基本的にはこれやっぱりワンヘルスの中で、何をやってきてそれにいくらかかって、その成果と課題が何かというのも、最終的に分かりやすく提示しなくてはならない。ですが、ワンヘルスというのは、ある意味では非常に高尚で理念に近いようなものもありますし、それからその一方で、極めて具体的な箱に完結してしまっているものもありますし。それから衛生関係の極めてワンヘルスの初期のイメージに近いものから周辺に至るまで、たくさんものが入っているので、多分最初に皆さんで少し事業を整理しないことにはやっぱりうまくいかないと思うんです。

皆さんの方から、理念を強調するところ、予算を強調するところ、それぞれあったと思うんですが、多分2つ必要で。一つは、やっぱり非常に理念で政策色が強いものなので、いわゆる理念として、計画事業として、どのような体系の中でどのような事業の組み立てをしてきたのかということを検証しなければならないというのが一つ。しかし、これとは別に、予算の側面ですね。予算事業として、具体的に何をどのくらいかけてやってきたのか、というのがあって、物によっては計画事業と予算事業がバッチリ合っているものもありますし、物によってはずれているものもあるでしょうし、皆さんの中でご指摘があったように県が主体的にやっているものと、単に支援しているものとあるかもしれません。それをまず、計画事業として体系を整理すると、こうなっていて、予算事業としてまず整理すると、こうなっていると。

そうした中でどの事業について審議会として焦点を当ててしっかり検証していくのが正しいのか、という見取り図をまず最初皆でつけていくところから始めないとなかなか議論がうまくいかないのかなという感じがしました。以上です。

津田会長：

すみません。ここで議論を切ってしまう形になってしまうんですけども、知事のスケジュールがありまして。今たくさんご意見いただきました。これを含めて事務局の方に、この意見、視点、それから資料としては、我々が検証できるようなレベル感をどうやって作り出すかというところを踏まえてやっていただきたいと思います。それを、次回の審議会の前に、ぜひ我々に示していただいて、我々もそれなりに思索した上で、ここで議論を進めていくというようなステップを取りたいと思います。

資料を作るにあたっては、ぜひ審議会の皆さん、特に辻副会長は行政については非常に深い見識をお持ちなので、どういうまとめ方をするかというところに審議会として議論しやすいような形の取りまとめをぜひお願いしておきたい。第1回最初のワンヘルスの議論としては止めたいと思います。皆さんしゃべりたいと思いますが、次回もしっかりございますので、今度は資料をもとに議論したいと思います。よろしくお願いします。

では、ここで休憩をさせていただきます。

(休憩)

津田会長：

よろしいですか。皆さんお揃いですので、審議を再開させていただきます。事務局から議事2「次期行革大綱『モノの柱』」についてご説明をお願いします。

事務局(行政マネジメント課)：

行政マネジメント課長熱田でございます。よろしくお願いいたします。

スライド19からになります。ここからは、当初の諮問事項でございます「次期行革大綱の策定」に関する議論でございます。前は、外郭団体の見直しですとか「ヒト」について議論いただきましたが、今回は、「モノ」の柱の改革について、皆様のご意見をいただきたく存じます。

スライド 20 になります。「データで見る「モノ」を取り巻く現状と課題」に入りますが、左上1の表にありますとおり、公共施設等の施設類型は、大きく「1県有建築物」と「2公共インフラ施設」に分けられております。本県では、国の地方自治体に対する要請や指針に伴い、平成28年度末に、平成29年度からの10年間の「福岡県公共施設等総合管理計画」を策定しております。同計画は、公共施設等の総合的・計画的な管理を推進するための基本的な方針でありまして、この施設類型も、国の方針に沿って整理したものでございます。なお、後ほどご説明しますが、現在は次期10年間の計画を策定中でございます。表にございます「1県有建築物」は、本庁舎や総合庁舎といった「庁舎等」、美術館や体育館などの「県民向け施設」、県立高校などの「学校」、警察署や交番などの「警察施設」の4つとなっております。また「2公共インフラ施設」は、ここに記載のございますとおり、道路やダムなどの「土木系施設」、都市公園や下水道処理場などの「都市基盤系施設」、ため池や漁港などの「農林水産系施設」、工業用水道事業施設などの「公営企業施設」、信号機や道路標識などの交通安全のための「警察施設」というように細かく分けております。この公共インフラ施設につきましては、より技術的・専門的な範囲が含まれますことから、審議会におきましては細かな議論は取り扱わず、可能な限り県有建築物に絞った議論とさせていただきたいと存じます。次に、右上2にあるとおり、県有建築物の老朽化の割合がございましたけれども、時の経過とともに、増加してきております。建築されて50年を超える施設は、令和2年時点で約7%であったものが、20年後の令和22年には60%を超える見込みとなっております。次の左下3は、本県人口の今後の見通しです。令和7年の総人口は約507万人でございましたが、30年後の令和37年には、人口は約50万人減少、約11%減少の約450万人となると見込まれております。また、同じく30年間で高齢化が進む一方、15～64歳の人口が大きく減ることによる人口構造の変化も想定されます。右下4の本県の財政状況につきまして、本県の一般会計当初予算の推移を示しております。過去10年間で比較いたしますと、青色の部分ですが、人件費が減少した一方で、その上の赤・緑・紫の部分、項目としましては社会保障費・公債費・公共事業費が増加しており、厳しい財政運営が続いていることが分かります。このような状況下においては、人口減少

等による公共施設等の利用ニーズの変化や、老朽化が進む施設の改修や更新の時期の集中に加え、今後も厳しい財政状況が続くことに対応していくことが重要であるという認識でございます。

続きまして、スライド21でございます。先ほどのデータにもございましたように、厳しい財政状況や老朽化の進展という現実を直視し、行政サービスを将来にわたって持続的に提供していくため、現行の取組みを踏まえながら、モノの柱における方向性をお示しいたします。まず1つ目でございます。施設が壊れるなどのトラブルが起きてからの対応でなく、ライフサイクルコスト(長寿命化含む施設の生涯コスト)を考慮の上、計画的な維持管理や長寿命化を徹底し、財政負担の軽減や平準化を図ること。2つ目ですけれども、現状の施設について、次の世代に適切に引き継ぐため、人口減少や利用ニーズを改めて精査し、その時々状況に応じて、より使いやすく、効率的な形へと施設配置をすること。3つ目について、民間のノウハウ・資金の活用によって、コスト削減に加え、施設をより便利にするために、官民の連携を深めること。こういった方針が必要となってきます。

続いて22のスライドでございます。先ほどの方向性を踏まえました「モノ」の柱の全体像、体系を示したものでありまして、現在策定中の次期10年間の公共施設等総合管理計画を軸に、戦略的に資産マネジメントを展開する考えでございます。この体系表では、次期総合管理計画の推進体制に関連する部分をオレンジで表示、取組の方向性や内容に関連する部分をブルーで表示しており、これらを体系的に推進します。オレンジ部分では、まず、全庁的な施設ガバナンス体制のもと、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を進めます。ブルー部分では、中長期的な視点から、一定期間が経過した段階や不具合が軽微なうちに予防的な修繕や改修を施す「予防保全型」の管理も踏まえた長寿命化や、更新等を合理的に進めるための検討を進めてまいります。これにより、県有建築物については、目標使用年数の引き上げなども検討することいたします。次に、長期的・総合的な視点から、施設の機能統合や集約化などによる最適配置を検討します。さらに、建物の建替えについては、まずは集約・合築の検討を原則化することいたします。最後に、PPP/PFI導入や指定管理者制度の推進、ネーミングライツ等による歳入確保、に取り組み、民間との連携による行政サービス向上も図ってまいります。

次のページからは財産活用課長から説明させていただきます。

事務局(財産活用課)：

財産活用課長、田中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。ここからは、私からご説明させていただきます。

それでは、スライド23でございます。次期行政改革大綱における「モノ」が目指す姿。先ほどのスライド22でも簡単にご説明しましたが、「公共施設等総合管理計画」でありますけれども、総務省の要請や指針に沿って本県においても策定した、公共施設等の総合的・計画的な管理を推進するための基本的な方針となっております。この計画策定の背景と目的としては、資料に記載のあるとおり、「昭和30年代後半から急速に整備が進んだ公共施設等(県

有建築物、公共インフラ施設)は、改修や更新の時期が集中して到来」することであったり、「物価高騰や厳しい財政状況が予想される中、人口減少等に伴う利用ニーズの変化への対応も必要」であり、「財政負担の軽減・平準化、施設の最適配置の実現のため、中長期的な視点による計画が必要」であることといった背景・目的が挙げられます。本県としても、次期計画においても、これを目指してマネジメントに取り組んでいくことが重要というふうに考えているところでございます。

続きましてスライド24でございます。こちらは、次期の「公共施設等総合管理計画」の柱の全体像の案を示したものです。これまでのスライドからもお分かりいただけるかと思えますけれども、将来にわたって県民に行政サービスを持続的に提供していくためには、人口減少や、老朽化が進む施設の改修・更新時期の集中、厳しい財政状況といったことへの対応が重要であります。そこで、次期計画の方向性として、まず、新たに整備するものについては、人口減少や利用ニーズを踏まえつつ、その在り方や整備手法などをしっかりと検証し、整備をより厳選することとしたいというふうに考えております。さらに、PPP/PFIなどの民間活力等の活用や、長寿命化を含む施設の生涯コストである「ライフサイクルコスト」を考慮した運用といったことにより、効率的に進めていくべきというふうに考えております。次に、既に整備済の施設につきましても、先ほどの新たに整備するものの方向性も踏まえつつ、維持管理や修繕、改修、更新等を総合的かつ計画的に進めるべきと考えているところでございます。このような方向性のもと、持続的に行政サービスを提供していく公共施設等に関し、次期計画の基本的な実施方針としては、引き続き、国の指針を踏まえた現計画の3本柱であります、「(1)予防保全による安全・安心の確保及び施設の長寿命化」、「(2)施設の最適配置」、「(3)民間活力等の活用」に沿って実行してまいりたいと考えております。

続きましてスライド 25 でございます。改めて次期計画の実施方針をご説明させていただきます。まず1つ目の柱として、「(1)予防保全による安全・安心の確保及び施設の長寿命化」について、でございます。「予防保全」とは、中長期的な計画の下に、一定の期間が経過した段階、または不具合が軽微なうちに予防的な修繕を実施するものでございます。この手法は、不具合が生じたときに事後的に対応する修繕方法である「事後保全」に比べまして、公共施設等の長寿命化、単年度当たりのライフサイクルコストの縮減、施設の利用停止期間の短縮といった効果がございます。日常からの点検・診断や、この予防保全による計画的な維持管理・修繕・改修・更新などから安全・安心を担保してまいります。現計画にない記載としましては、このようにしっかりと各施設の長寿命化を図っていくことで、現計画における目標使用年数の築65年より長く使用しまして、財政負担を平準化することも検討したいと考えております。次に2つ目の柱としまして、「(2)施設の最適配置」について、でございます。ここにありますとおり、県有建築物については、県民への行政サービスを提供する場所としてのほか、地域の福祉やまちづくりに果たす役割等を勘案した上で、最適配置を検討してまいります。現計画にはない記載としまして、建物の更新(建替え)を行う際は、適正な更新時期を見据えて、原則、他施設との集約や合築の検討を実施していきます。道路やダムといった公共インフラ施設については、社会経済活動や、県民生活上、重要なものでございますため、最適配置に

について慎重に検討し、現状のまま維持することとした施設についても、管理の効率化等に努める方針です。

ここで、参考資料1をご覧くださいと、こちらは、近年の県有建築物の移転や集約、廃止といった最適配置の実績と予定を記載しております。表の上半分、ブルーの部分が、これまでの実績となっております。実績の中で最新のものとしましては、本年度、県警察の鑑識課、科捜研、音楽隊、交通機動隊などについて、篠栗町の交通機動隊庁舎の駐車場に、新たに篠栗合同庁舎を建築し集約しました。これは県警察本部の狭隘化の解消や、各警察署からの鑑識や科学捜査に係る訪問を行う際の交通利便性向上、災害時に県警察本部の本庁舎が機能停止になった際の代替化、といったことを検討して実施したものでございます。

参考資料2をお開きいただけますでしょうか。建築物の延床面積の状況をまとめた資料でございます。一番上の表でございますけれども、これは現計画を策定した平成28年度末から、これまで集計が完了している令和6年度末までの8年間でどれだけ延床面積が減少したかを示しています。先ほどお示したような最適配置を行ってきたことによりまして、この延床面積は約39,000㎡の削減となっており、現計画策定時の水準(3,147,007㎡)以内に抑えられているという状況となっております。左下の表は、県有建築物の延床面積における各部署の所管割合を示すものです。さらに、右下の表は、総務省の調査の公表資料から抽出したものととなりますけれども、各都道府県の人口1人当たりになおした延床面積を少ない順に並べたものとなっております、福岡県は、全国で3番目に少ないという状況となっております。このような状況も踏まえながら、引き続き最適配置に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

資料を戻りましてスライド 25 でございます。「(3)民間活力等の活用」について、でございます。ここでは、PPP/PFI の活用について積極的な検討を実施します。また、こちらも今回初めて記載する内容としましては、施設の余剰スペース貸付やネーミングライツ導入を検討しまして、民間資金活用等を進めてまいります。このような3つの柱による実施方針をお示しましたが、これらにつきましては、全庁的な推進体制である「公共施設等総合管理推進本部」の下で取り組んでいきます。また、公共施設等の管理・運営に当たっては、ユニバーサルデザインや脱炭素化といった昨今の社会課題にも対応し、その関係法令等にも留意しながら進めてまいります。

続きましてスライド 26 でございます。「現計画及び次期計画の目標・効果」についてです。左側のグラフは、現計画における目標と効果についてお示したものでございます。このうち折れ線グラフは、維持管理・修繕費、改修費、更新等の費用について、予防保全等に取り組む前の費用見込(事後保全型による費用見込の試算)を青色の点線で示しております。一方、予防保全等に取り組んだ後の費用見込の試算を赤色の点線で示しております。なお、青と赤の直線はこれらの費用を1年あたりの平均にした額となっております。さらに、この表の中の棒グラフにつきましては、赤色の点線である、予防保全に取り組んだ後の費用見込について、色を分けてその内訳を示しているものです。現計画においての目標・効果としては、予防保全等の取組によって、策定時の平成29年度から50年間のトータルコストを取組前の5兆3,

995億円から、費用を約20%節減し、約4兆2,795兆円とすることを目標・効果としております。なお、計画初年度の平成29年度から令和6年度までの8年間の実績としては、この20%強の費用節減を達成しているという状況であります。スライドの右側でございます。次期計画の目標・効果の試算については現在作業中ですが、ご存じかと思いますが、昨今の「物価の高騰」ぶりは、国内の建築業界に対しても大きな影響を与えております。このような中、右下に記載しておりますけれども、建築に関する各デフレーターや単価などの指標についても、直近5年間で概ね約1.2倍～1.7倍というふうな状況となっていることを考慮すると、次期計画の目標となる、予防保全後の金額についても現計画の1.5倍前後になる可能性があるのではないかと考えております。老朽化対策を含む各種の施設整備は必ずやらなければならないというところでございますけれども、一方で、各年度の予算にも限りがあることから、財政状況を踏まえつつ、施設ごとの整備の優先順位も考慮し、適切にその運営に取り組んでまいりたいと考えております。

続きましてスライド 27 でございます。県では、モノである県有財産を有効活用し、記載しておりますような歳入を得ております。「(1)未利用県有地の売却」について、です。旧庁舎や旧職員住宅などの跡地については、県で利用する見込みがない場合、手続きを経まして、原則として一般競争入札による売却を図っているところでございます。また、入札で不調となった案件は先着順で売却するなどといった対応もしております。近年の売却収入はここに記載しているとおりでございますけれども、この中で令和5年度と令和7年度の金額が少し大きくなっております要因としましては、福岡市内と久留米市内の大型の物件を売却できたという事情がありまして、額が大きくなっているところでございます。次に「(2)公有財産の貸付」について、でございます。公募による、施設の余剰スペースの貸付や、民間事業用として都市部の大規模な未利用県有地の貸付を行うなど、歳入の確保を進めています。令和7年度の実績としては、各施設における自動販売機の設置場所の貸付が、89施設で約6千9百万円、庁舎等における有料広告の掲出場所や証明写真機の設置場所の貸付が、延べ3施設で約88百70万円の収入となっております。また、都市部の大規模な未利用県有地の貸付については、5件で約7億6千4百万円となっております。この中には、PPP事業を実施中の案件等が含まれているところでございます。「(3)ネーミングライツの導入」について、でございます。本県では県民向け施設において愛称を付けていただきますネーミングライツパートナーを公募しており、これまでに、記載にありますとおり、3件7施設について導入することができました。パートナーとなられた企業様から得るネーミングライツ料の収入は、利用者がより快適に、より使いやすくするための施設整備の財源としています。例えば、令和6年度より導入済みの「SAWARAPIA」ではホールへの車いす席の設置、同じく「オクゼン不動産テニスコート」ではあずまやの設置など、毎年度、計画的に使わせていただいております。今後も利用者の皆様へのサービス向上のために活用させていただきます。年間のネーミングライツ料は記載のとおりです。なお、一番下の「hyouboみらいパーク筑豊ベースボールスタジアム・テニスコート・フィールド」は県営筑豊緑地内の3施設に関する愛称ですが、今年3月下旬から公募を開始しまして、ネーミングライツパートナーとなる企業が決定したところであり、来月9月1日より

その愛称が使用される予定です。このように、様々な手法によって県有財産を有効に活用し、歳入確保を図っているところですが、次期行政改革大綱の期間においても引き続き取り組んでまいります。私からの説明は以上になります。

事務局(行政マネジメント課)：

それでは続きまして、再び行政マネジメント課から説明させていただきます。スライドは28、29をご覧ください。ここでは、官民連携を戦略的にどう使い分けるかという観点から、PPP/PFIの推進と指定管理者制度の運用改善について整理いたしました。まずは「PPP/PFIの推進」についてです。本県では、PPP/PFI導入検討基本方針を策定し、これに基づき、公共施設の新規建築や改修などの際には民間活用を優先的に検討することとしております。費用対効果などから、従来手法ではなくPPP/PFI手法を用いたほうがより効果的かつ効率的な事業運営が見込めると判断された場合には、引き続き積極的にPPP/PFI手法を導入してまいります。続いて、本県の一つの事例として、下水道分野における官民連携についてご説明いたします。本県の流域下水道事業では、これまでも効率的な行政運営を目指し、官民連携(PPP)を積極的に導入し、そのノウハウを蓄積してまいりました。具体的な実績としては、公共が資金調達を担い、設計・建設・運営を民間事業者に包括的に委託するDBO方式を採用し、下水汚泥を燃料化して売却する事業を実施しております。また、下水処理過程で生じる消化ガスをエネルギー源として、民設民営の発電施設の事業者へ売却する民間収益施設併設事業も実施しています。これらの取組は、効率化と民間活力の導入を実現しただけでなく、下水汚泥の有効利用や消化ガス発電など、環境面にも配慮した持続可能な事業運営を推進してまいりました。しかし、下水道インフラを取り巻く環境は全国的に厳しさを増しております。施設の老朽化に伴う更新費用の増大、そして人口減少に伴う料金収入の減少など、複合的な課題に直面しています。こうした状況に対し、国もPPP/PFI、特に下水道分野における「水の官民連携(ウォーターPPP)」といった新たな官民連携手法の導入を推進しております。そこで本県では、この「水の官民連携」の導入可能性について、現在検討を進めております。この手法は、維持管理と更新を一体的にマネジメントし、これを民間事業者へ長期契約で委託することで、事務負担の軽減や、より効果的・効率的な事業運営が期待されます。今後の取組としましては、これまで培ってきた官民連携の実績とノウハウを最大限に活かしつつ、さらなる官民連携の可能性を検討してまいります。引き続き、継続的な官民連携の推進により、強靱で持続可能な下水道の実現に向け、今後も取り組んでまいります。

続きましてスライド29でございます。指定管理者制度でございます。指定管理者制度とは、スポーツ施設や文化施設など、主に県民が利用する施設の管理を民間に委ねる制度です。本県では、現在、指定期間は原則5年で運用しておりますが、特に高い専門性が求められる施設については、指定期間をより長期化し、厳格な中間評価の導入を検討することで、ノウハウの蓄積等による県民サービスの向上が図れないか検討いたします。このように、引き続き、民間の方々に経営のプロとして参画していただくための工夫を続けてまいります。

以上を踏まえまして、審議に向けた論点でございます。スライドは30になります。財政制約

が強まる中で、施設を維持し、次世代へつなぐためには、単一の対策でなく、総合的な取組が必要になってきます。資産マネジメントや官民連携をさらに深めるにあたり、重要と考えられる視点について、忌憚のないご意見を頂戴できればと存じます。いただいたご意見は、答申に反映したいと考えております。よろしくお願いいたします。

津田会長：

今ご説明いただきましたけれども、皆様の方からご意見いただければ。お願いします。

委 員(筒井委員)：

筒井と申します。3点ほどあるんですけど、一つがPPP/PFIの推進ということでご説明がありました。これ調べたんですが、もともとの基本方針を策定されたのは9年前で、この資料にあるみたいに、総合庁舎とかを建て替える活用を検討されているということですが、やっぱり、これ策定した時とは社会経済情勢が変わってきて、人件費などいろいろな高騰というのが進んでいる中で、特に総合庁舎2つの公募が不調に終わっているということで参考資料の方もあります。なので、このPPPの基本方針というのが少し見直す時期にも来ているんじゃないかと思うんですけども、その辺、何か考え方があれば聞かせていただきたいのが1点です。あとですね、今後庁舎施設も築65年も視野にということで先ほど説明があったんですが、前段のワンヘルスのところで保健環境研究所や家畜保健衛生所は築50年過ぎているのもう建て替えという話もありました。県内の総合庁舎がですね、見るとどこも古いところはまだ築50年以上60年近いところがいくつかあるように思えます。この間耐震工事とかされているようですけども、設備関係も結構今故障していて、空調関係も夏場に壊れているという話に聞くんですが、結構市町村で合併特例債とか活用されて、県内の市庁舎は建て替えも結構進んでいるんですがね。総合庁舎っていざ災害が起きたときは地域の拠点になるところなので、総合庁舎について計画的な建て替え計画みたいなのは検討されていないのか。あと、前回、「ヒト」の問題の時にありましたけれども、オフィス改革という話もあったかと思います。なかなか古い事務所では、今、若い人たちが公務員、県職員を選んでくれないという時代で、やっぱり庁舎が県の行政を推進していくための基本的なところになるので。繰り返しになるけど、総合庁舎の建て替え計画というのが今後考えられていないのかというのをお聞きしたいと思います。そして、3点目が指定管理者制度なんですけれども、連合はですね、労働者の賃金が指定管理者の中できちんと今の物価高騰とかそういうのに反映をされているかというようなところで、価格転嫁や公契約条例の制定というのを求めているんですけども、服部知事も、価格転嫁に関してはこの間ですね、積極的に意見発信をしていただいていると思いますんで、県の指定管理制度の中で5年間という期間の中で、これだけ人件費も高騰している中で、きちんと人件費とか反映されるような仕組みになっているのか、ちょっとその辺も話を聞かせていただければと思います。以上です。

津田会長：

はい、ありがとうございました。3つ目ご質問ありましたけれども、よろしいですか。

事務局(行政マネジメント課)：

今、筒井委員から3点ご質問ございました。行政マネジメント課の方からは、1点目と3点目について、回答させていただきたいと思います。

まず1点目のPPP/PFI導入検討基本方針、これが、この方針の成立から期間が経っている中で、今の情勢といいますか、コスト上昇、物価の上昇、資材の高騰、人件費の高騰などもある中で、PPP/PFIが必ずしも得策なのかというところ、見直しも必要じゃないかというところのご意見につきまして、筒井委員のご意見は受け止めさせていただきたいと思います。これにつきましては、コストの上昇ですね、この状況というのもしっかり見つつ、あと、この県直でやりますと、ここにかかるコスト、これも馬鹿にならないというところがございます。そこは人件費もそうですけども、手間ですとか、長い目で見るとどっちが得策なのかというところがございますので、このコストの上昇は慎重に的確に見つつ、どうするべきかというところはまた今後考えていきたいと思います。

3点目の指定管理者制度につきましては、これもコストの上昇がございますので、これは実はこれまでも県議会でも質問がなされておりまして、我々も具体には既に対応させていただいております。予算の面でコスト上昇分は次年度の委託経費といいますか、そこに的確な予算を積むということでやってございます。以上でございます。

事務局(財産活用課)：

財産活用課でございます。総合庁舎に限らずですけれども、県有建築物につきましては、現計画で目標使用年数65年としておりますのは、日本建築学会が示しております鉄筋コンクリート等の建物の標準的な使用の年数が65年となっていることを踏まえたところでございます。また、基本的に普通品質の鉄筋コンクリート造の建物の使用年数としては50年から80年といった目安がございます。それらを踏まえて、個々の施設に関し、適切に長寿命化をする中で基本的には長く使っていくということを考えております。まさしく、今この行政棟につきましては空調設備の大規模な改修を今後数年にわたって進めておるところでございます。躯体もちゃんと手を入れて持たせるし、中の設備につきましても適切に手を入れて、それらを総合的にやっていくことで、基本的に長く使う。長く使うことによって、更新の時期が一度に集中しないように分散化させていくというスタンスでやっておるところでございます。実際に令和6年から7年にかけて、次期計画の策定に向けて、施設の劣化状況の調査をしたところでございますけれども、その結果としましては、目標使用年数であります65年で必ず建て替えが必要だといった状況にある施設はございませんでした。したがって、基本的には長く使うというふうに考えておりますので、総合庁舎に関しての建て替えの計画というものは、現時点では何か検討しているというような状況にはございません。一方で、そういう個々の施設の状況を踏まえて、建て替えの時期が集中しないように、適切に建て替えというのは時機を捉えて検討していく。さらに総合庁舎の建て替えにあたっては、周辺の単独庁舎の集約

でありますとか、その辺りも含めて、時機を失しないように検討していきたいと考えているところでございます。

委員(岩本委員)：

下水道のインフラは昭和 30 年の後半から、もう 70 年近くなりますよね。

下水の方の工事の予算の方が、一番早く見直さないと、市民の皆さんにとっては一番危機感。建物よりもそっちの方を急いだ方がいいのかなと思います。

事務局(上下水道課)：

上下水道課でございます。

委員がおっしゃいましたように、やはり県の下水道も、古いところで御笠川流域が福岡市博多区にございます。そこは 50 年経ってきましたので、これから下水の管渠の老朽化対策をしていかなければなりません。委員がおっしゃるように、調査のやり方も、効果、効率的なやり方でやはりしていかなければ、管渠も 50 年経過したものが今から伸びてきますので、今までのやり方は通じないと思いますので、調査のやり方を工夫しながら、改築更新をしていかなければいけないと思っています。

委員(岩本委員)：

やっぱり一番大事なのは水だと思うので。

事務局(上下水道課)：

そうですね。

津田会長：

はい、どうぞ。

委員(工藤委員)：

はい。まず 26 ページにあったんですけれども、トータルコストを 20%削減するという目標といいますか、これは現時点で削減対象となり得るものとかというのが、これ言えるかどうかというところがあると思うんですけれども、今の時点で具体的にこういったものが考えられるというものはありますでしょうか。それがまず1点目。まずはその1点目についてお伺いできますでしょうか。

事務局(財産活用課)：

「この施設」とかでですね、「この部分」とかいう形というよりは、トータルコストの削減、その数字の削減の結果といいますのが、青色の事後保全、自然体で壊れたら直すとかいったやり方をした場合にはこれだけかかる積算ですけれども、壊れる前にですね・・・。

委員(工藤委員):

予防保全をすればということですね。ごめんなさい、わかりました。では、延床面積の削減というものがあるじゃないですか。それについてはどうなんですか。具体的なものというのは考えられますか。

事務局(財産活用課):

先ほど御説明した、参考資料の2の方に記載のあるとおり、結果として、現計画の策定時点である平成28年度末の時点から、データが取れている令和6年度末の時点の比較で、3万9000平方メートルほど削減されているところでございますけれども、基本的には延床面積の削減というのは、現計画において特段目標にしたということではないところでございまして、最適配置などに取り組んだ結果として、そういうふうに目標にはしないところでございまして、延床面積が減少している状況にあります。今後ともそういった最適配置等を進めていく中で、結果としてあまり増えることがないよう形になればとは思っておりますけれども、延床面積の削減を目標として、何か具体的にこういった施設を今後削減していこうとか、そういうスタンスではないということでございます。

委員(工藤委員):

わかりました。すみません、ひょっとしたら検討違いだったかもしれないですけど。我々(行橋市)も基礎自治体として公共施設等総合管理計画というのは当然持っていて、その中で、やっぱり延床面積を減らしていくという上で、例えば学校の数を将来的にどうしていこうとか、子どもの数が減っていく中でそういったことも考えていけば、今、具体的にこういう施設は今後削減対象となっていくのではないかと思います。議論をしているので、ちょっとそれでうかがったところです。それとですね、総合庁舎の建て替えについて委員からご質問がありましたけれども、今、PPP/PFIだったりとかそういった官民連携といったのは当然考えられると思います。一方で、地元自治体との連携といったものも視野に入れていいんじゃないかなと思っています。というのは、全国の基礎自治体も今、庁舎の建て替えとかといった更新時期を迎えているところが多々あると思います。ご存じのとおり、庁舎の建て替えに関しては補助金とかといったものも基本もらえませんので、我々も複合施設的なものにして、それこそ市民の皆さんにも役所に用があるときだけ来るのではなくて、例えばカフェのような機能があったらいいのか、あるいは美術を展示するようなスペースがあった方がいいのか、要は事務的なことだけではなくて、市民の皆さんに、防災の部分でもそうだし、より生活のクオリティ・オブ・ライフを上げていくという意味でも、庁舎を有効に活用いただくといった視点も必要だと思っています。庁舎の建て替えにはそれ相当の費用がかかりますので地元の自治体との連携といったものをぜひ一つの視野に入れていただく。これは引いては結局市民、町村民、それはすなわち県民の皆さんでありますので、そういった自治体との連携というのは考えていただけたらなというところなんですけれども、その辺についてのお考えとかって

かがでしょうか。

事務局(財産活用課)：

こちらに関しては、スライド25をご覧くださいませでしょうか。(3)の、表題がちょっとすぐイメージ的につながりにくいかなと思いますけれども、民間活力等の活用の中で、上から3つ目のポツの「国や市町村との施設の相互利用、未利用施設の利活用等」、この中でまさしく今委員がおっしゃったことを県としては対象に入っているというふうに認識しておるところでございました。

委 員(工藤委員)：

承知しました。

事務局(財産活用課)：

表題が、イメージとしてつながりにくいかなと思ひまして、申し訳ございません。おっしゃるとおり、今後、総合庁舎等ですね、建替えにあたっては県の施設の集約とか、だけでなく、やっぱり市町村との連携の可能性というのも、色々お話させていただくことがあるのかなと考えております。

委 員(工藤委員)：

ありがとうございます。

津田会長：

ちょっと議論が押し出しましたので、あと一問だけ。佐々木委員どうぞ。

委 員(佐々木委員)：

はい、ありがとうございます。すみません、私もちょっとご確認なんですけれども、現計画及び次期計画の目標と効果の26ページですね、その左下のグラフ。私も下のグラフについてなんですけど、約20%の節減と書いてある左のグラフですね。このグラフなんですけれども、年度ごとの増減って、更新時期の当たりはずれで動くので、これだけでは、削減なのか、平準化なのか、先送りなのかというのは、区別が付かないんですけれども。現状を維持した場合を基準線として固定して、計画期間の累計と、期間外に持ち越す更新費とを分けてお示しいただくことは可能ですか。何が言いたいかというと、築年と更新周期ってもう分かっているので、試算は可能だと思うので、削減したのか削減してないのかというよりかは、効果を測る上で、本当に削減に対しての効果なのか、更新時期が集中する年に大きく上がり、その後また上がるというのは予測できることなので、計画としては立ちやすいと思うので。そこら辺って分けてできるんじゃないかとちょっと思ったんですけども、いかがでしょう。

津田会長：

検討してもらえますか。

事務局(財産活用課)：

そうですね。今、ご指摘の点につきまして、ちょっと確認させていただければと思っております。

津田会長：

インフレ時代に入りますので、このデータの取り方としては意味がなくなる可能性もあります。それも含めて、よろしくお願いいたします。

委 員(松本委員)：

一個だけ。お門違いかもしれませんが、防災とか防衛とか、そういったことに対して、資産の有効活用というのは、今、10年前20年前に考えられない、1日に3ヶ月分の雨が降ったりする状況の中で、防災というのは課題であるということ。それと、性質的にいうと、福岡というのは台湾に近いということで、防衛ということで、例えば沖縄あたりの予算というのはずいぶん国からたくさん予算が出ている。例えば県庁の中でシェルターを作るとか、色んなところにシェルターとか、というふうなことが。そういうマターってここでは話にはしないのかな。県民の安全・安心というところでいうと防災・防衛というところになってくるんですけど、そういうマターはまったく書いていないのようなんですけど。

事務局(行政マネジメント課)：

今の委員御指摘の点につきましては、我々の県庁の部署でいきますと防災危機管理局でございますので、そこでも議論しながらになってくると思います。確かに、私も昨年度は沖縄に出張する機会がございまして、シェルター機能など石垣市役所の案でございましたけども、見たりということもありましたけども。いずれにしてもその際も防災局と一緒に連携して出張してみたところでございますので、視点として防災局に意見として必要かなと思います。

津田会長：

大綱に防災ということで入ってくるということですかね。

事務局(行政マネジメント課)：

そこにつきましては、いわゆる個別の施策というところになってくるかなと思いますので、行政改革大綱の射程としましては今回諮問させていただいておりますように4本柱ですね、ヒト、モノ、カネ、公社等外郭団体でございますので、この審議会のちょっと射程外かなという感じがいたします。

津田会長：

はい。

委 員(安河内委員)：

すみません。時間がないのですぐ終わります。先ほど工藤委員もちよっとおっしゃっていましたが、施設の廃止っていうことは、積極的にというか、やっぱり人口減少していくわけですし、きっちり考えていくべきところなのじゃないかなと思います。是非、その点は検討していただくべきかなと思います。すみません、長くなりました。

津田会長：

東山委員、どうぞ。

委 員(東山委員)：

音声を通っていますでしょうか。聞こえますか。東山です。先ほど26ページのトータルコストの年間表のお話が。そちらです。そちらの左下の。コストを削減しているけれども、今、人口が減少していっている中で、インフレも相まって、ちょっとコストが上がっていっているという局面にあると思うんです。一旦、1人当たりの延べ床面積も減少されていて、節減の効果を出していかれているとは思いますが、この部分に関して、これから先もずっと更新して見ていかなければならない部分ではないかなと思っておりまして。福岡県が保有しているモノというか設備に関しては、福岡市内だけじゃなくて、もうちょっと福岡市内から離れた場所も物件としては存在しているので、物件ごとにどれだけ行政需要があり、施設の利用があり、物件ごとのライフサイクルコストをずっと追っていきながら、どこまで県として保有していき続けるのかというのをいつでも確認できる状況にしていくのが良いのかなと思っております。なので、単純に平準化して削減だという部分ではなくて、施設ごとの今お話しした行政需要、利用率、ライフサイクルコストが表として分かるようなものを毎年更新で見ていくというような取り組みが良いのかなと思っておりますが、いかがでしょうか。すみません、発言は以上です。

津田会長：

これについてはまた別途お答えをいただくということでよろしいですか。はい。

ちょっと押してきましたので次に移らせていただきます。すみません。最後ですけども。議事3「現大綱の進捗状況について」の説明をお願いします。

事務局(行政マネジメント課)：

はい。それではですね。スライドは31になります。現行政改革大綱の実施状況につきまして、令和4年度から令和8年度までの5年間で進めております現行計画の取組状況でございます。

スライドは32になります。第1回の審議会においてもご説明させていただきましたとおり、

現大綱ではスライドのとおり、4つの柱を掲げ、取組を体系的に進めてまいりました。

スライド33でございますが、振り返りますと、この資料のグレーで示した令和4年度から令和6年度までの間は、デジタル基盤の整備や内部構成のルール化といった基盤構築に注力をしてまいりました。そして現在は、大綱5年中の4年目であります令和7年度ですけれども、成果刈り取りと書いておりますけれども、これは終えておりまして、令和8年度は最終年度として、総仕上げの局面を迎えております。

続きまして34ページでございます。令和7年度の主要な成果について、各柱から1つずつ、計4つのトピックスについて、絞って説明をさせていただきます。まず一つ目の「県庁DXと働き方改革」でございます。RPAの活用は導入業務が24業務、対象部署も116所属へと拡大しております。議事録作成ツールも活用が定着し、年間利用回数は前年度から1,400回以上増加しております。職員の業務効率化が着実に進んでございます。次に2の「生産性の高い業務推進体制構築」でございます。令和7年度からは、これまでの事務職に加えまして、技術職においても民間経験者採用を9職種で新規実施いたしました。また、生成AIやオープンデータ活用をテーマにした実践研修を行うなど職員のスキルアップを加速させております。3の「歳出入改革」でございます。県有財産の売却におきまして、大型案件を含め約28億円の成果を上げております。また、県庁本庁舎の一般外来駐車場の有料化といった新たな管理手法の導入にも着手しております。最後に、「民間活用と多様な主体との協働」でございます。知事部局でのアウトソーシングを9業務から34業務へと大幅に拡大しております。また、令和8年1月運用開始の福岡武道館の指定管理運営の開始など、行政サービスを官から民へ移管する動きを加速してまいりました。このように、令和7年度はこれまでの種まきが着実な成果として形になった1年であったと振り返っております。なお、それぞれの取組につきましては、参考資料として一覧表形式にまとめさせていただいております。ここでは説明は割愛させていただきます。

最後に、スライドは35になります。最終年度となる令和8年度の方針でございます。上段の取組状況は取組率100%とありますように、4つの柱全てにおきまして各改革項目はすでに全件取組を進めております。これはこれまでの4年間各分野で着実に基盤整備や施策の具体化を進めてきた成果でありまして、現在はその深化・定着を図るフェーズにあります。最終年度であります今年度におきましても、これまでに成果が出たもの、勝ち筋には引き続き注力するアクセルを踏んでまいります。例えばキャッシュレス化でございますけれども、これまで取り組みを進めてきた全税目のスマホ・PC納付対応に加えまして、eLTAXを活用した税外公金への対象拡大を進めてまいります。一方で、社会環境の変化により効果が薄れた施策、例としましては福岡県のホームページのAIチャットボット導入を挙げておりますが、これにつきましてはブレーキとして方針転換いたしまして、より高度な生成AI検索へと既にシフトを完了しております。今後はこちらの利用促進を図ってまいります。令和8年度はこれまでの改革の総仕上げの年になりますので、現行の大綱で得られた資産を次期大綱へしっかりと継承いたしまして、本県の行政運営をより高度なものへと進化させていく所でございます。報告は以上でございます。

津田会長：

それでは皆様からご質問・ご意見がありましたらお願いします。よろしいですか。

じゃあ、辻副会長、現大綱のやつも含めてご意見を。

辻副会長：

まず直近のこれと言うとですね、今回は加速するのと見直しをするのが両方出てくるというのは僕、いいと思うんですが、抽象的な言い方でアクセルはいいと思うんですけど、ブレーキというのは結局止めるということですよ。これ見直しをするためには、今までの加速方向じゃない方向に転じてしっかりやっていく、ということからすると一般的な名称としてブレーキというのがどうなのかなという感じがします。その名称の仕方と、それからもちろん今まで先ほど成果と出てきたものがそのまま見直しになってくるようなものが中には出てきたりすると、これ今までの改革がどうだったかということにもなるので、今までの改革の成果を活かす方向でしっかり見直す、という観点はしっかり持っておいてほしいなという気がします。

それから2番目に、全体の成果を考えてきたときに、先ほどから、例えば経費が20%削減とかいくつか議論があったと思います。これが、削減でも、要するに文字どおり下がるとは限らなくて、物価高騰分は別枠にしてやらなかった時に比べたら20%下がるというような計上をして計算しているようなケースもあったりするので、ここのところの計算が非常に結構難しいところがあると思うんですね。これは、PFIで事業を入れた時も、これやったら何%削減になりますけどその背景でスペックを上げているので実際の契約単価は高くなったりとかですね。要するに現物でいくらの世界と理論上いくら成果が出たかというのは別の話があります。これは、全体の政策評価していくときにも効果部分、節減部分をどう評価するかというのは結構難しいところがあって、その部分の評価の印ですね、少し担保を持たせる必要があって。

一つは全体枠ではやっぱり財政フレームというのがあるので、都道府県は財政フレームは非常に歳入も歳出も流動性も高くて、国税の問題もあったりして、そう単純につけられませんが、何らかの形で全体の財政とどうリンクしているかというような話をどこか工夫できる余地があるんじゃないかなと。

これはワンヘルスの見直しも最終的にそういうところで来るかもしれませんが、そのところを考えてほしいというのが2番目。

それから最後にですね、先ほど公共施設の管理計画がいろいろ出まして、これは、福岡県だけでなくどの県・市町村も一応作っているんだけど、意外に効果が発揮しないなっているのは多いと思うんですよ。正直に言うと。だから、これ計画作った時に今回の課題としては、無理やりは無理だけどうやったらこれを本当に実動できるかということで、インフラの延長を減らすのは難しいんだけど、今日の議論があった床の延床を減らすというのは一番やりやすい方なんです。教育関係もその標的になっていますし、あとちょっとこれは入れているかどうかわからないけどあと住宅関係ですね。この辺を中心にもう少し分かりやすく廃止だ

とか削減だとかのやっぱり数値目標がいい意味であった方が、もう少し進められるんじゃないかなという感じまして。そのところを少しご検討いただけたらと思います。意見について何かありましたら。

事務局(行政マネジメント課)：

以上3点はですね、我々の行政マネジメント課そして財産活用課で担当分かれてございますけども、貴重なご意見としまして今後検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

津田会長：

よろしいですか。最後の機会ですよ。

私も一委員として、現大綱の見直しとの相関が気になったんですけども、民間の企業経営者から言うと、PDCAが回っていないというのは非常に気になって、最後のアクションのところは、状況を現状把握されるのと、方策がどのように効いてきたかと。次の戦略はこれなんで、新しい方策はこれなんです。そして新しい大綱ですよという、ちょっとこう、筋立てがちょっと弱いかなという気がいたします。ぜひ、せっかく良いことやられているんで、それが効いたか効いてないかをうまく表現していただいて、大綱の中に折り込んでいただければと思います。これは一委員の発言でございますので、よろしくお願いします。よろしいですか。

では、これで本日の審議会は以上で終了ということになります。事務局にお渡しします。

事務局(行政マネジメント課)：

次回の審議会につきましては、10月28日水曜日の14時から開始いたしますのでよろしくお願いいたします。改めて本日はどうもありがとうございました。

(了)